



解 禁 日	平成28年8月31日 17時
	平成28年9月 8日 17時
平成 28 年 8 月 24 日	

国土交通省中部地方整備局
多治見砂防国道事務所



「道路ふれあい月間」締めのお取組みとして、
特殊車両の指導・取締りを実施します。

記 者 発 表 資 料

1. 概 要

道路を通行する車両については、大きさや重量を制限（一般的制限値）しており、一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といいます。

多治見砂防国道事務所では、8月の「道路ふれあい月間」締めのお取組みとして、道路の保全と交通の危険防止を図るため（参考資料2）、岐阜県多治見警察署の協力を得て、現地において特殊車両等の指導・取締りを行います。



特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めたとときに限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件（走行時間帯、誘導車の配置、徐行など）を付してその通行を許可しています。（参考資料1）

- 日 時：平成28年8月31日（水） 13時30分～16時30分
予備日：平成28年9月8日（木） 13時30分～16時30分
（天候の状況等により中止する場合があります。）
- 場 所：一般国道19号 土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所（別紙）

2. 資 料 参考資料1：特殊車両について（道路法・車両制限令）
参考資料2：違反大型車両が道路構造物に与える影響
別 紙：現地取締り場所位置図等

3. その他 報道関係者を対象に公開します。
なお、取材をご希望の方は、下記問合せ先まで事前にお知らせ下さい。

配 布 先

多治見市政記者クラブ、日刊建設工業新聞、日刊工業新聞社、建通新聞社、建設通信新聞

問 合 せ 先

国土交通省	多治見砂防国道事務所	副所長	アキタ 秋田	オサム 修	TEL 0572-25-8020
国土交通省	多治見砂防国道事務所	建設専門官	ハヤシ 林	コウジ 孝治	TEL 0572-25-8027
					FAX 0572-23-7236

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

特殊車両について（道路法・車両制限令）

車両制限令で定める最高限度

- 寸法（幅、高さ、長さ、最小回転半径）



車両制限令で定める最高限度

- 重量（総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重）



- **総重量**（車両重量＋積載物重量＋乗員）
 - 高速自動車国道および重さ指定道路：最大25t
 - その他の道路：20t
 - **隣接軸重**：18～20t
（隣り合う車軸の距離により）
- ※総重量については、道路種別および車両の最遠軸距により特例があります

道路法

第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

違反大型車両が道路構造物に与える影響

①積載重量超過などによる違反車両は、道路構造の劣化を早めます。

疲労のイメージ

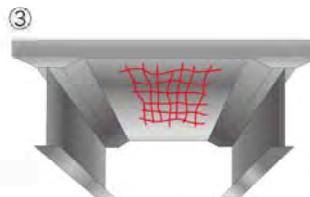
①健全な床版の状態



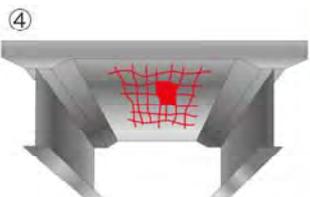
②車両が繰り返し走行することで、縦方向・横方向に小さなひび割れが発生



③サイコロ状に近い形まで密なひび割れが発生



④床版が抜け落ちて舗装に穴が空いた状態



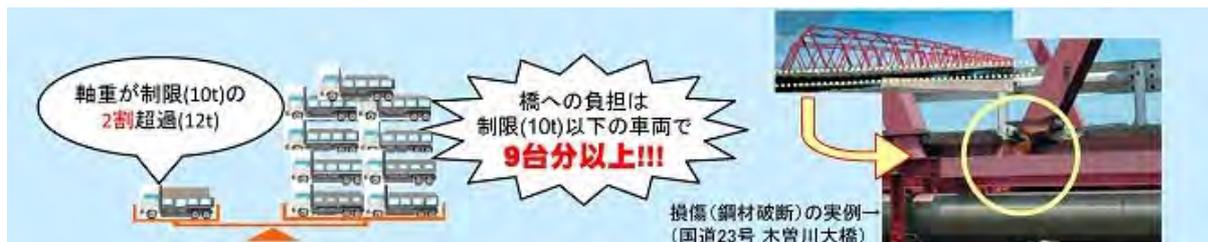
激しい交通状況



コンクリートの床版が抜け落ち、舗装に空いた穴。

②車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響

- ・車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、橋梁(床板)で12乗といわれています。
- ・大型車両1台が軸重10tの基準を2t超過した場合、約9台分の疲労が蓄積されることとなります。



現地取締り場所位置図等

別紙

実施場所: 国道19号 上り 46.7kp
 (土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所)



過去実施状況(H27.8.3 実施時)



平成27年度取締実施状況
 取締実施回数 : 5回
 計測車両台数 : 27台
 違反車両 : 15台

